

医道審議会 薬剤師分科会 薬剤師国家試験制度改善検討部会

議事次第

○ 日 時 : 平成21年6月18日(木) 10:00~12:00

○ 場 所 : 金融庁共用会議室-1
(中央合同庁舎第7号館西館9階)

○ 議 題

1. 薬剤師国家試験制度改善検討部会について
2. 薬剤師国家試験の現状について
3. 薬剤師国家試験制度の見直しについて
4. その他

○ 資 料

1. 委員名簿
2. 医道審議会令(平成12年6月7日政令第285号)
3. 薬剤師分科会について
4. 薬剤師国家試験の実施状況等について
5. 薬剤師国家試験出題制度検討会報告書(平成20年7月8日)
6. 出題分野・科目・出題区分・出題数
7. 新薬剤師国家試験について(案)
8. 薬剤師法施行規則の一部を改正する省令について
9. 薬剤師国家試験科目の変遷

(参考資料)

1. 薬剤師国家試験出題基準
2. 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
3. 国家試験の科目について

薬剤師国家試験制度改善検討部会

委員名簿

赤池 昭紀	京都大学大学院薬学研究科教授
市川 厚	武庫川女子大学薬学部長
◎ 井上 圭三	帝京大学薬学部長
大野 勲	東北薬科大学教授
大和田 榮治	北海道薬科大学長
加賀谷 肇	日本病院薬剤師会
木津 純子	慶應義塾大学薬学部教授
児玉 孝	日本薬剤師会会長
柴崎 正勝	東京大学大学院薬学系研究科教授
白神 誠	日本大学薬学部教授
須田 晃治	薬学教育協議会参与
永井 博弼	岐阜薬科大学教授
林 正弘	東京薬科大学薬学部教授
樋口 駿	九州大学大学院薬学研究院長
平井 みどり	神戸大学医学部附属病院薬剤部長
望月 眞弓	慶應義塾大学薬学部教授
森 昌平	日本薬剤師会常務理事
山岡 由美子	神戸学院大学薬学部教授
山本 恵司	千葉大学副学長
山元 弘	大阪大学大学院薬学研究科教授
吉富 博則	福山大学薬学部教授

(◎ : 部会長)

(五十音順、敬称略)

医道審議会令（平成12年6月7日政令第285号）

（組織）

第1条 医道審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第2条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 1 社団法人日本医師会（昭和22年11月1日に社団法人日本医師会という名称で設立された法人をいう。）の長
 - 2 社団法人日本歯科医師会（昭和22年11月1日に社団法人日本歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）の長
 - 3 学識経験のある者
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（委員の任期等）

第3条 前条第1項第3号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第5条 審議会に、次の表の上覧に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
医道分科会	医師法（昭和23年法律第201号）第7条第4項及び第24条の2第2項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第4項及び第23条の2第2項並びに医療法（昭和23年法律第205号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
医師分科会	医師法第10条第2項及び第16条の2第3項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
歯科医師分科会	歯科医師法第10条第2項及び第16条の2第3項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
保健師助産師看護師分科会	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
理学療法士作業療法士分科会	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
薬剤師分科会	薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
死体解剖資格審査分科会	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上覧に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、学識経験のある者（医道分科会に属すべき委員及び臨時委員にあつては、第2条第1項各号に掲げる者）のうちから、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

- 第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

- 第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前2項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（資料の提出等の要求）

- 第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

- 第9条 審議会の庶務は、厚生労働省医政局医事課において総括し、及び処理する。ただし、歯科医師分科会に係るものについては厚生労働省医政局歯科保健課、保健師助産師看護師分科会に係るものについては厚生労働省医政局看護課、薬剤師分科会に係るものについては厚生労働省医薬食品局総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成14年1月17日政令第4号）抄

(施行期日)

第1条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成14年3月1日）から施行する。

附 則（平成19年3月2日政令第39号）

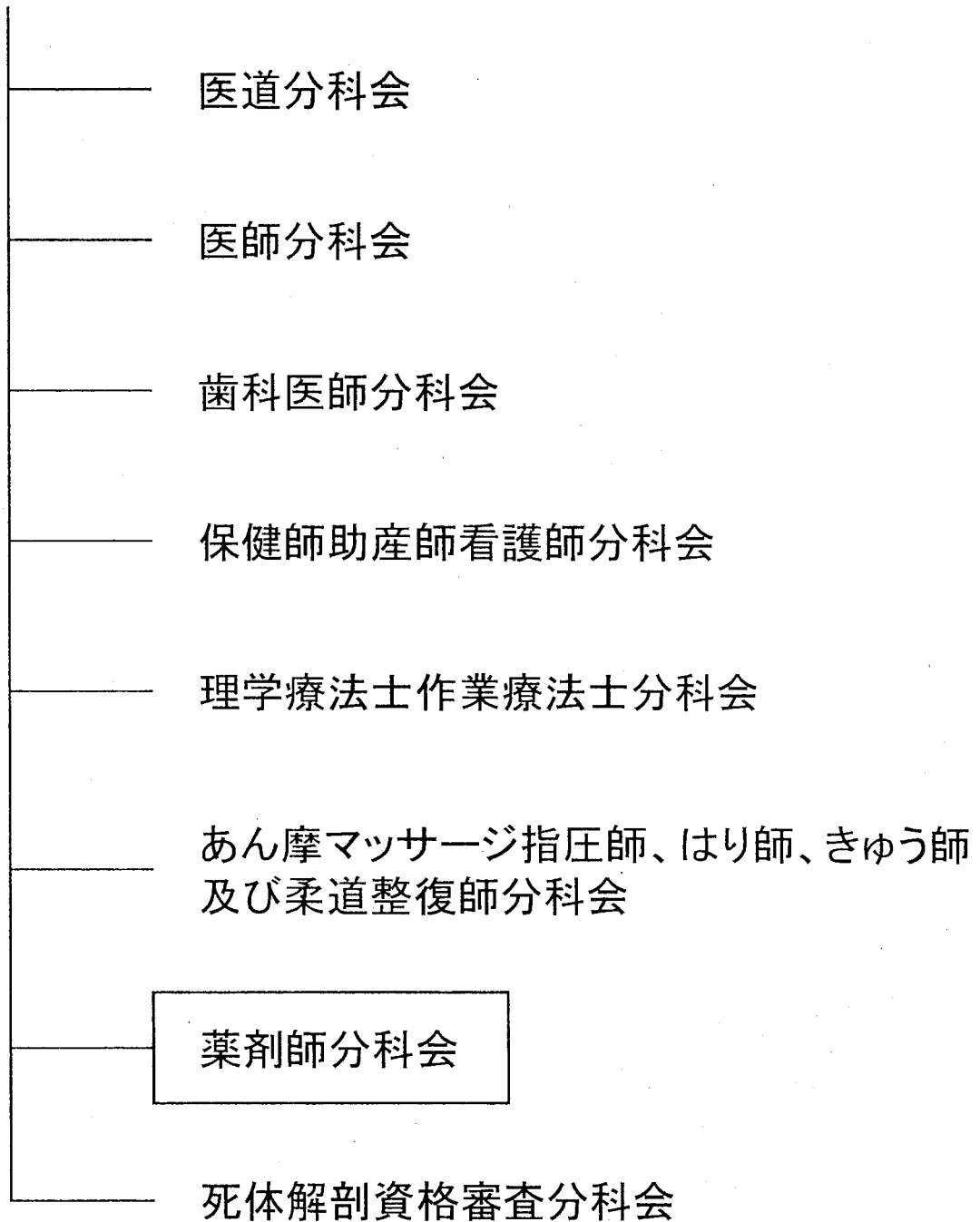
この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成20年12月1日）から施行する。

附 則（平成20年3月31日政令第94号）

この政令は、平成20年4月1日から施行する。

医道審議会薬剤師分科会について

医道審議会



薬剤師分科会

〔薬剤師法(昭和35年法律第146号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること〕

薬剤師倫理部会

〔薬剤師の行政処分に関する事〕

薬剤師国家試験K・V部会

〔薬剤師国家試験の問題内容の妥当性の確認に関する事〕

薬剤師国家試験事後評価部会

〔薬剤師国家試験の評価に関する事〕

薬剤師国家試験制度改善検討部会

〔薬剤師国家試験の出題方法、内容、形式等についての制度改善方策に関する事〕

薬剤師国家試験出題基準改定部会

〔薬剤師国家試験出題基準の改定に関する事〕

薬剤師国家試験の実施状況等について

●昭和60年3月：薬剤師国家試験出題基準制定

◇試験委員に出題の指標を与え、問題の水準を一定に保つ方策として、初めて薬剤師国家試験出題基準（ガイドライン）を作成。

- ① 試験科目：「薬理学、衛生化学、公衆衛生学、薬剤学、薬事関係法規、日本薬局方」
- ② 出題基準の分類項目：「大項目・小項目」

◇本文からの抜粋

「・・・その内容については常に最新のものとすべき努力が必要であるが、全般的な見直しはおおむね5年を超えない範囲を目途とすべきであろう。」

●平成2年5月：薬剤師国家試験出題基準改定

◇出題基準が約5年を経過することから、見直し・検討を実施。

※試験科目、出題基準の分類項目の変更なし。

●平成6年6月：薬剤師国家試験出題基準改定

◇平成4年の医療法改正、医薬分業の進展により、薬剤師の教育や国家試験のあり方について見直しを求める意見が強くなり、「薬剤師国家試験制度改善検討会」を開催し、同検討会の「最終報告」に基づき、試験科目、出題問題数及び出題基準等の改正を行った。

- ① 試験科目：「基礎薬学、医療薬学、衛生薬学、薬事関係法規・薬事関係制度」の4分野に変更。
- ② 出題基準の分類項目：「大項目・中項目・小項目・小項目の内容」に細分化。

【平成6年6月の改正内容】

試験科目	学説・実地	問題数
薬理学	30	30
薬事関係法規	15	15
薬剤学	30 35	65
衛生化学・公衆衛生学	30 15	45
日本薬局方	30 15	45
計	135 65	200

試験科目	問題数
基礎薬学	60
医療薬学	120
衛生薬学	40
薬事関係法規・制度	20
計	240

◇「最終意見」からの抜粋

「出題基準の内容は、学問の進歩及び薬剤師業務の変化に応じ改定が行われるべきものであって、従来通り、おおむね5年を目途に見直しを行うことが適当である。」

●平成10年12月：薬剤師国家試験出題基準改定

◇出題基準が約5年を経過することから、見直し・検討を実施。

※試験科目、出題基準の分類項目の変更はなし。

●平成16年3月：薬剤師国家試験出題基準改定

◇出題基準が約5年を経過することから、見直し・検討を実施。

※「医療薬学」及び「衛生薬学」で、大項目の事項の整理を実施。

(参考)

●過去の出題基準の見直し時期と実施時期

	[見直し時期]	[実施時期]
第1次	昭和60年 3月制定	→ 昭和60年秋 (第69回～)
第2次	平成 2年 5月改定	→ 平成 3年 (第76回～)
第3次	平成 6年 6月改定	→ 平成 8年 (第81回～)
第4次	平成10年12月改定	→ 平成12年 (第85回～)
第5次	平成16年 3月改定	→ 平成17年 (第90回～)

試験回数別合格者数

試験回次	新 卒			そ の 他			合 計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
	名	名	%	名	名	%	名	名	%
76 (3年)	8,885	7,540	84.86	1,403	656	46.76	10,288	8,196	79.67
77 (4年)	8,546	6,712	78.54	1,901	785	41.29	10,447	7,497	71.76
78 (5年)	8,297	7,232	87.16	3,010	1,819	60.43	11,307	9,051	80.05
79 (6年)	8,415	6,921	82.25	2,460	951	38.66	10,875	7,872	72.39
80 (7年)	8,790	7,055	80.26	3,192	1,459	45.71	11,982	8,514	71.06
81 (8年)	8,825	7,473	84.68	3,112	1,681	54.02	11,937	9,154	76.69
82 (9年)	8,747	7,367	84.22	2,835	1,362	48.04	11,582	8,729	75.37
83 (10年)	8,548	7,010	82.01	2,982	1,377	46.18	11,530	8,387	72.74
84 (11年)	8,506	7,328	86.15	3,233	1,723	53.29	11,739	9,051	77.10
85 (12年)	8,620	7,625	88.46	2,909	1,588	54.59	11,529	9,213	79.91
86 (13年)	8,208	6,901	84.08	2,475	1,207	48.77	10,683	8,108	75.90
87 (14年)	8,367	7,412	88.59	2,781	1,597	57.43	11,148	9,009	80.81
88 (15年)	8,345	7,387	88.52	2,505	1,415	56.49	10,850	8,802	81.12
89 (16年)	8,504	7,349	86.42	2,544	1,304	51.26	11,048	8,653	78.32
90 (17年)	8,626	8,047	93.29	2,964	1,734	58.50	11,590	9,781	84.39
91 (18年)	8,455	7,200	85.16	2,591	1,002	38.67	11,046	8,202	74.25
92 (19年)	8,791	7,525	85.60	3,321	1,629	49.05	12,112	9,154	75.58
93 (20年)	10,025	8,652	86.30	3,748	1,835	48.96	13,773	10,487	76.14
94 (21年)	10,733	9,105	84.83	4,456	2,195	49.26	15,189	11,300	74.40

問5 次の記述はけい光光度測定法に関するものである。正しいものの組合せはどれか。

- a けい光光度測定法において、けい光波長は励起波長より短い。
- b けい光光度測定法において、けい光波長は励起波長より長い。
- c けい光波長と励起波長との長短は、物質によりまちまちである。
- d 励起波長が変化すると、放射するけい光波長も変化する。
- e 励起波長が変化しても、放射するけい光波長は物質固有で変化しない。

- 1 (a, d) 2 (a, e) 3 (b, d)
 4 (b, e) 5 (c, d) 6 (c, e)

問6 粉末薬品の混合に関する記述の正誤について、正しい組合せはどれか。

- a 粉末薬品の混合は、粉末の真の比重が近いほど容易である。
- b 粉末薬品の混合は、いかなる場合も混合を長時間行うほど混合度が良くなる。
- c 混合度を測定するため、3次元無作為に採取したN個のサンプル中の薬物濃度を測定し、仕込濃度（真の平均濃度 W/W ） \bar{C} よりの分散 σ を算出した。この σ が $\bar{C}(1-\bar{C})$ の値に近いほど混合度は良い。
- d 粉末薬品の混合は、粒子間の結合性、付着性が小さい場合には粒子径に近いほど容易である。

	a	b	c	d
1	正	正	正	正
2	正	正	正	誤
3	正	誤	誤	正
4	正	誤	誤	誤
5	誤	正	誤	正

薬剤師国家試験出題制度検討会

報告書

平成20年7月8日

1 はじめに

薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを任務としており、従事する領域は、薬局、病院・診療所、医薬品製造販売業・製造業、医薬品販売業、大学、衛生行政機関など多岐にわたっている。

近年、患者本位の医療の実現に向けて医療制度が大きな変革を遂げ、また、医療の高度化、多様化、医薬分業の進展など、薬剤師を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中、最適な薬物療法の提供、服薬指導、医療の安全確保など幅広い分野において、医療の担い手としての薬剤師に寄せる期待がこれまでも増して大きくなっている。

このため、臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師を輩出すべく、学校教育法及び薬剤師法が平成16年に改正され、平成18年度から新たな薬学教育課程として6年制課程が導入されるとともに、6年制課程を修めて卒業した者に薬剤師国家試験の受験資格が与えられることとなった。

このような状況の下、本検討会は平成19年6月に設置され、これまで7回にわたり、国民の期待に応えうる薬剤師を輩出する観点に立って、新たな6年制課程において習得した知識、技能及び態度に関し、これからの医療の担い手として求められる資質を的確に確認するに相応しい薬剤師国家試験制度のあり方について検討を行ってきた。

今般、その結果をとりまとめたので、以下のとおり報告する。

なお、本報告書の内容は、平成24年の薬剤師国家試験から適用されることが適当である。

2 薬剤師国家試験の現状

(1) 薬剤師国家試験の目的

薬剤師国家試験は、薬剤師法の規定に基づいて、毎年少なくとも1回、厚生労働大臣が、薬剤師として必要な知識及び技能について行うこととされている。

薬剤師国家試験の実施にあたっては、薬剤師国家試験を行う上で必要な学識経験のある者を薬剤師試験委員に任命し、試験に関する事務を行ってきた。

平成18年に薬剤師法の一部が改正され、平成20年度からは、薬剤師国家試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定める場合は、医道審議会の意見を聴かなければならないこととされた。そのため、毎年行われる薬剤師国家試験の内容の妥当性や試験の評価、さらには、国家試験制度の改善や出題基準の改定などの検討は、今後、医道審議会の下に設置される各種部会において行われることになる。

(2) 受験資格者

薬剤師国家試験は、以下のいずれかに該当する者でなければ、受けることができないこととなっている。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号、以下同じ。）に基づく大学において、薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者
- ② 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生労働大臣が①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものの

なお、この受験資格に関する規定は、平成16年6月に公布された改正薬剤師法により設けられたものであるが、その附則として、受験資格に関する経過措置が設けられており、平成18年4月1日以前に既に薬学の課程を修めて卒業した者や平成18年4月1日以前に在学した者などは、薬剤師国家試験を受けることができることとなっている。

また、平成18年度から平成29年度までの間に入学し、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第2項に規定するものを除く。）を修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者のうち、厚生労働大臣の認定を受けた場合には受験できることとなっている。

（3）出題科目、出題数及び試験時間

薬剤師国家試験の出題科目は、基礎薬学、医療薬学、衛生薬学、及び薬事関係法規及び薬事関係制度の4つから成り、薬剤師国家試験出題基準を策定することにより、試験委員に出題の指標を与えるとともに、問題の水準を一定に保っている。なお、薬剤師国家試験出題基準は、概ね5年を超えない範囲を目途に見直すこととされている。

出題数及び試験時間については、合計240問の出題を2日間、10時間で行っており、計算上1問あたり平均2.5分となる。240問の内訳は、基礎薬学が60問、医療薬学が120問、衛生薬学が40問、薬事関係法規及び薬事関係制度が20問となっている。

（4）実施方法

薬剤師国家試験の方法は、筆記による多肢選択方式を基本としている。

主な問題形式としては、設問に対して正答を選択するもののほか、設問に関する複数の記述（解答肢）の中から正しいものの組合せを選択する形

式や、全ての解答肢の正誤の組合せの中から正しいものを選択する形式などがある。

(5) 合格基準

合否判定は、次の2つの条件を満たしているか否かによって行われ、満たした者を合格としている。

- ① 問題の難易を補正し、計算して得た総得点312点(65%)に対応する実際の総得点(試験毎に異なる)以上の得点の者
- ② 各科目全てが35%以上の得点の者

なお、配点は1問2点の480点満点であり、問題の難易の補正とは、試験実施後に試験問題を検証し、正答率及び識別指数の低い問題の得点を調整することをいう。

3 今後の薬剤師国家試験のあり方について

本検討会では、薬学教育年限の延長とそれに伴って薬剤師国家試験の受験資格が見直された趣旨に照らし、薬剤師国家試験を通じて、基礎的な知識や技術はもとより、高い倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力などを確認する必要があると考えた。

また、多様かつ複雑な医療の実際において、薬剤師が医療の担い手として真に役割を果たすには、時として自らが有する知識等の範囲を超える未知の事象・事案に対して、6年制課程で習得した知識・技能・態度等を最大限発揮して、資格者として責任ある行動をとることが求められる。

したがって、薬剤師国家試験を通じて、薬剤師資格を有する者として必要とされる基本的な知識等のほか、薬学の全領域に及ぶ一般的な理論や、医療を中心とした実践の場において必要とされる知識・技能・態度等を確認する必要がある。また、薬学に関する基本的な知識等と実践に関する総合的能力が体系的に習得されているか否かを確認することも重要である。

(1) 薬剤師国家試験出題基準について

①新たな出題基準の策定とその対象範囲

薬剤師国家試験出題基準は、出題に際して準拠すべき基準として、薬剤師国家試験問題の作成にあたり、受験者が国家資格を付与するに相応しい資質を具有しているか否かを確認するうえで、出題範囲の妥当性を確保するとともに、試験問題の水準を例年ほぼ一定程度に保つために策定されるものである。

新たな薬剤師国家試験の実施にあたって、出題基準は、現行制度と同様の役割を果たすものとして必要であるため、引き続き、出題基準を策定することが適当である。

新たに策定する出題基準は、6年制教育の導入が国民の期待に応えうる薬剤師を輩出することを目的としたものであることを踏まえて、6年制教育導入の基礎となった「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」の項目を基本とすることが適当である。

②出題基準の体系

現行の出題基準は、基本的な考え方や出題に際しての留意事項などを定めるとともに、出題の項目が「大項目」、「中項目」、「小項目」及び「小項目の内容の例示」として体系化され、試験問題の作成などにおいて一定の役割を果たしている。

新たな出題基準においても、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」の項目について、現行の出題基準の体系を参考に、必要に応じて項目間の入れ替え等を適切に行ったうえで、「大項目」、「中項目」、「小項目」及び「小項目の例示」として整理することが適当である。

また、「大項目」をはじめとする各項目については、教育の実情や学問体系などを踏まえつつ、一定の出題数を確保するための範囲として、「領域」を定めることとし、具体的には、「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」の7領域を出題基準に位置づけることが適当である。

これらに加えて、現行の出題基準と同様、出題に関する基本的考え方や問題作成に関する留意点等が記されることが望ましい。

新たな出題基準は、今後、医道審議会の下で成案化されることになるが、その際、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」に示されている表記を出題基準として相応しい表記に整えるとともに、本検討会での検討と並行して、厚生労働省より全国の薬科大学・薬学部へ意見照会した内容を参考とすることが適当

である。

③出題基準の見直し

出題基準の内容については、従来、おおむね5年を目途に見直しを行ってきたが、学術の進歩及び薬剤師業務の変化・進展は今後これまで以上に急速であるため、少なくとも、見直しの期間を4年程度に短縮することが適当である。

出題基準の見直しにあたっては、社会的要請や医療の実情などに照らして、薬剤師が具有すべき資質として薬剤師国家試験を通じて確認すべきものや、薬剤師業務として定着し医療の質の向上に貢献している内容などについて、積極的に加えることが適当である。

(2) 出題分野について

現行の薬剤師国家試験制度は、基礎薬学、医療薬学、衛生薬学、及び薬事関係法規及び薬事関係制度の4つの出題科目から構成されているが、新たな薬剤師国家試験においては、臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師の養成を目的とする新たな薬学教育の趣旨を踏まえた出題分野を構築することとする。

薬剤師は、実践において、現行の出題科目ごとの知識等を個別に資質として発揮しているのではなく、複数の知識等を複合的に発揮していると考えられる。

そのため、新たな薬剤師国家試験においては、科目別に試験を行うのではなく、医療の担い手である薬剤師として特に必要不可欠な基本的資質を確認する問題と、薬剤師が直面する一般的課題を解釈・解決するための資質を確認する問題とに分けて試験を行うことによって、薬剤師として求められる資質の有無をよりの確に確認することが適当である。

具体的には、薬学の科目別に分けた現行の出題分野を見直して、薬学の全領域（薬学全般）を出題の対象として、新たに、出題区分として、「必須問題」と「一般問題」とに分けて試験を実施することが適当である。

このうち、「一般問題」については、「薬学理論問題」として、薬剤師に必要な知識を中心に、技能・態度を含む薬学の理論に基づいて、薬剤師が直面する一般的課題を解釈するための資質を確認することとし、また、「薬学実践問題」として、医療の実務において直面する一般的課題を解決するための基礎力、実践力及び総合力を確認することとする。

【新たな薬剤師国家試験の出題区分】

- ①必須問題： 薬学の全領域のうち、医療の担い手である薬剤師として特に必要不可欠な基本的資質を確認する出題区分

- ②一般問題： 薬学の全領域のうち、医療の担い手である薬剤師が直面する一般的課題を解釈・解決するための資質を確認する出題区分
 - (②－1) 薬学理論問題： 薬剤師に必要な知識を中心に、技能・態度を含む薬学の理論に基づいて、薬剤師が直面する一般的課題を解釈するための資質を確認する出題区分

 - (②－2) 薬学実践問題： 医療の実務において直面する一般的課題を解決するための基礎力、実践力及び総合力を確認する出題区分

(3) 出題数

① 出題数に関する基本的考え方

出題数については、薬剤師として相応しい資質を的確に確認するに必要な数として設定する必要があり、薬剤師に対する社会的要請の向上や薬学教育の充実などの各種情勢を踏まえれば、現行の240問を上回る出題数を確保することが適当である。

出題数の設定は、「必須問題」、「一般問題（薬学理論問題）」及び「一般問題（薬学実践問題）」ごとに行うこととし、それぞれの出題区分の趣旨を踏まえて、出題数が適切に配分されることが適当である。

② 出題数

「必須問題」は、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」及び「実務」といった、従来の医療薬学系の領域から、現在の出題数の2分の1程度の問題数（55問）を確保するとともに、「物理・化学・生物」といった基礎薬学系の領域から15問、「衛生」の領域から10問をそれぞれ確保する。

また、従来の「薬事関係法規及び薬事関係制度」に該当する領域については、新たに、ヒューマニズムや薬学の歴史などとともに「法規・制度・倫理」といった領域を形成し、10問を確保する。

以上により、「必須問題」は、合計で90問となる。

「一般問題」のうち「薬学理論問題」については、「実務」以外の領域で構成することとし、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」の3領域からそれぞれ15問出題することによって45問を確保するとともに、「物理・化学・生物」の領域から30問、「衛生」の領域から20問、「法規・制度・倫理」の領域から10問を確保する。

以上により、「一般問題（薬学理論問題）」は、合計で105問とな

る。

「一般問題」のうち「薬学実践問題」については、「実務」の領域から20問を確保するとともに、「実務」の領域に、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」の3領域それぞれを組み合わせた連問形式の問題（組合せ問題）として、60問を確保する。

また、「実務」の領域に係る実践的な資質と、その基礎を成す「物理・化学・生物」、「衛生」及び「法規・制度・倫理」それぞれの領域における基本的資質とを複合的に確認する問題（複合問題）として、70問を確保する。

以上により、「一般問題（薬学実践問題）」は、合計で150問となる。

「実務」との複合問題を構成する3領域について、例えば、「物理・化学・生物」の場合の出題としては、薬物相互作用の実例とその根拠となる化学反応、生体内の薬物代謝の実例とその根拠となる生体反応や化学反応などが考えられる。

「衛生」については、地域保健や公衆衛生の基礎と実践、毒性に関する基礎知識とその処置方法などがその一例として考えられ、「法規・制度・倫理」については、薬剤師として行う実務・行動とその際に遵守すべき法令や倫理などを関連づけた出題などが考えられる。

以上を合計すると出題数は345問となるが、各出題区分ごとの出題数は合格基準と密接に関連するため、各出題区分にて出題される各領域別の出題数は、今後成案化される薬剤師国家試験出題基準などにおいて明確に示される必要がある。

なお、出題数の増加に伴う試験時間の延長が、受験者にとって過度の負担にならないよう、問題作成にあたって1問あたりの解答時間を考慮する等により、現行の2日間の日程を維持することが適当である。

(4) 実施方法

①試験の方法

薬剤師国家試験は、現行制度と同様、筆記試験により行うことが適当である。

薬剤師に求められる技能や態度について、現状、実技試験を通じて確認することは現実的ではなく、「必須問題」又は「一般問題（薬学実践問題）」において、実務に関する出題により確認することが可能と考える。

試験は、正答肢を選択する問題を基本とするが、そのほか、実践に即した問題解決能力を確認する観点から、実践の場で取り得る解答肢の中から最も適切なものを選択する問題や、明らかに誤りである解答肢や重要性が低い解答肢を選択する問題などを出題することも必要である。

②出題の形式

出題の形式については、多肢選択方式を基本とすることが適当である。

「一般問題（薬学理論問題）」などにおいて、正答肢を一つ解答する問題の場合、解答肢は、従来は原則5以上としてきたが、今後は、出題に応じた適切な数とすることとし、「必須問題」などの場合にあっては、設問の正誤を一問一答形式で問うことを基本とすることが望ましい。

また、薬剤師として必要な知識・技能・態度等を正しく理解しているか否かを確認する上で、複数の正答を求めることが適当な場合には、出題によっては、正答の設問肢が一つではない形式をとることも可能と考える。

さらに、解答肢の中から正しいものの組合せを選択する形式や、全ての解答肢の正誤の組合せの中から正しいものを選択する形式などの場合は、複数の解答肢のうちの一部に関する知識等に基づいて正答するおそれがあるため、一問一答形式に改めるか、または解答肢の全ての組合せの中から正答肢を選択する形式とすることが適当である。

③試験実施時に貸与した出版物等を用いて解答する方式について

本方式は、知識偏重型の試験の改善につながる可能性はあるものの、薬剤師国家試験の受験者数等からみて、貸与した出版物の選定及び準備などに要する実務上の負担が多大であることから、現時点で導入することは現実的ではないと考える。

ただし、出題に関連する情報をその一部に含む小冊子や画像等の資材（例：添付文書情報）を問題とともに配付・供与し、その活用によって解答を導いていく方式など、実務に即した技能・態度等を確認することが可能と思われる方式については、積極的に取り入れていくことが望ましい。

（5）合格基準について

①合格基準に関する基本的考え方

薬剤師国家試験は、薬剤師として必要な知識及び技能等について試験するものであるため、薬学の全領域を対象とした出題に対して、特定の領域に偏ることなく、それぞれについて一定水準以上であることが求められる。

したがって、出題に対する総合成績が一定水準以上であり、かつ、各

出題区分についても、3区分それぞれの成績が一定水準以上である者を合格者とすべきである。

3つの出題区分のうち、必須問題については、出題区分としての趣旨を踏まえれば、総合成績に求める水準とは別にそれ以上の水準とし、かつ、他の2つの出題区分よりも高い水準を求めることが適当である。

また、必須問題として出題される各領域の出題の全てが薬剤師として特に必要不可欠な基本的資質を確認するものであるため、必須問題の合格基準は、必須問題として一定水準を求めることに加えて、出題される領域ごとに求めることが適当である。

その他の2つの出題区分についても、現行の試験制度における水準を参考に合格基準を定め、それぞれを構成する領域ごとの出題に適用することが適当である。

②合否の水準

合否の水準については、全ての問題への配点の65%を基本に、問題の難易を補正して得た実際の総得点以上とし、かつ、各出題区分ごとの得点が全て各出題区分ごとに定めた水準以上とすることが適当である。

各出題区分ごとの水準について、一般問題（薬学理論問題）及び一般問題（薬学実践問題）は、それぞれ構成する領域ごとの得点が全て35%以上とし、必須問題の場合は、全ての問題への配点の70%以上とするとともに、構成する領域ごとの得点が全て50%以上とすることが適当である。

③禁忌肢について

禁忌肢については、他の国家試験において導入されており、免許を付与する対象として不適格な者を判別するうえで一定の役割を果たしてい

るが、一方で、偶発的な要素で不合格とならないよう配慮する必要がある。

禁忌肢の導入にあたっては、薬剤師国家試験において禁忌とする対象を慎重に選定する必要があるが、禁忌肢の導入は、薬剤師として不適格な者を判別する有効な方法の一つと考えられるため、他の国家試験における実施状況等も踏まえつつ、今後、薬剤師として禁忌とする対象の選定などを含めた検討を行うことが適当である。

(6) その他

①試験問題のプール制

過去に出題された問題（既出問題）については、国家試験問題として実際に出題されたことに伴って、正答率をはじめ試験問題としての適格性を検証するための実績を有するものである。

したがって、既出問題のうち、薬剤師に必要な資質を的確に確認することが可能な良質な問題として、一定の評価が与えられた問題については、プール問題として活用することが適当である。特に、必須問題については、薬剤師として具有すべき資質を確実に確認するうえで、良質な既出問題を活用することが適当である。

既出問題をプール問題とするにあたっては、現状、試験問題及びその正答が公表されているため、大学関係者などが既出問題の評価・分析などを行っている。

したがって、これらの関係者による検討結果やそれに基づく意見などを参考にしつつ、プール問題の質を高めることが望ましい。

また、既出問題の活用にあたっては、単なる正答の暗記による解答が行われないう、問題の趣旨が変わらない範囲で設問及び解答肢などを工夫することが適当である。

試験問題の公募については、良質な試験問題を確保するうえで有効な手段であるため、その導入について、公募方法、収集方法及び試験問題としての精査方法などについて、既に導入している他の試験制度を参考にしつつ、検討することが適当である。

②試験問題作成上の留意点

新たな薬剤師国家試験は、3つの出題区分として、薬学の全ての領域から出題されることになるが、その中でも一般問題（薬学実践問題）において多領域にまたがる複合的な問題作成が求められる。

したがって、平成24年の薬剤師国家試験の円滑な実施に向け、それまでの間に、新たに導入される制度に関する事前の試行や検証を行うことが適当である。特に試験問題の作成については、新たな3つの出題区分の趣旨を踏まえた問題作成ができるよう、十分な検討が必要である。

また、試験問題の作成にあたっては、出題数の増加や出題基準の見直し等に伴って体制を強化する必要がある。

試験委員については、従来、各領域に専門性を有する教員、医療・医薬関係者、行政関係者などで構成してきたが、新たな薬剤師国家試験制度の趣旨に照らして、薬剤師として特に必要不可欠な基本的資質を確認し、かつ、薬剤師が直面する一般的課題を解釈・解決するための資質を確認するに相応しい試験問題が作成されるよう、十分な配慮が必要である。

特に、「一般問題（薬学実践問題）」における複合的な問題の作成は、各領域の関係者が複数で当たる必要があり、問題作成の初期の段階から共同で行われることが適当である。

③多数回受験者への対応

多数回受験者については、多数回にわたる受験とともに、薬剤師をとりまく状況の進展に伴って、薬学教育が日々進歩し、それに加えて薬剤師国家試験が求める資質についても変化を遂げていることから、回数の経過とともに合格しにくくなると考えられている。

しかしながら、薬剤師国家試験は、受験者の中からあらかじめ定められた数の免許付与者を選抜することを目的とした試験ではなく、薬剤師免許を付与するに相応しい資質を具有することを確認するための試験であることに留意する必要がある。

したがって、多数回受験者への対応については、これまでの薬剤師国家試験の合格者数などの推移・状況等や、他の国家試験における動向等を踏まえつつ、検討することが適当である。

④技能等を確認する試験の導入

薬学教育において、長期実務実習を行う前段階において、病院及び薬局にて参加型実務実習を行うにあたり、薬学生が具有する資質を確認するため、共用試験が導入され、知識を確認する CBT (Computer-based Testing) のほか、技能及び態度を確認する OSCE (Objective Structured Clinical Examination) を実施することとなっている。

薬剤師国家試験は、薬剤師として必要な知識のほか、技能等についても確認するものであるため、技能等を直接的に確認するには OSCE の導入についても有効な方法の一つと考えられる。

したがって、平成 22 年度から薬学共用試験が行われる現時点においては、今後、評価の客観性や透明性の確保、及び試験の実施体制の整備などといった、OSCE を資格試験として導入するにあたって解決すべき課題の検討や、卒業時における Advanced OSCE の導入などの検討を行うことが適当である。

4 おわりに

本検討会では、薬剤師国家試験に合格し薬剤師免許を付与された者が、これまでも増して幅広い分野にて国家資格者としての責務を果たし、結果として、国民の信頼を得つつ国民からの要請に応じていくことを期待して、約1年間、薬剤師国家試験のあり方について検討を重ねてきた。

したがって、本報告書の内容を踏まえて、今後行われる新たな薬剤師国家試験が、基礎的な知識・技術はもとより、高い倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力など、薬剤師が医療の担い手として求められる資質をより一層的確に確認できるものとなるよう、期待する。

また、薬剤師国家試験の出題が、国民の信頼と社会の要請に応えることができる薬剤師のあるべき姿を映し出し、かつ、薬剤師養成のための薬学教育に対しても好影響をもたらすものであることを願うところである。そのためには、薬剤師国家試験制度が、薬剤師をとりまく環境や社会情勢の変化、薬学のさらなる進展などに合わせて柔軟に対応し、常に必要な検討や改善を続けていくことを望むところである。

薬剤師国家試験は、受験時において薬剤師として具有すべき資質を確認するものであるが、薬学の正規の課程を修めて卒業した者に限り受験資格が与えられていることを踏まえれば、6年間の薬学教育の一層の充実が図られるとともに、薬学教育に関する十分な検証と適正な評価が第三者の手によって行われることが必要である。

また、免許取得後において、薬剤師が真に国民に対して安心と希望の医療を提供していくには、卒後における教育・学習が適正かつ十分に行われているか否かが重要になってくる。そのため、生涯学習プログラムの充実と薬剤師自らによる積極的な研鑽を通じて、薬剤師のより一層の資質向上及び医療へのさらなる貢献を図っていくべきである。

最後に、薬剤師国家試験制度について、今後、必要な体制の整備や運用上の課題解消などを行うことにより、平成24年から、新たな薬剤師国家試験が円滑に実施され、その結果、国民が求める薬剤師が輩出されることを期待する。

「薬剤師国家試験出題制度検討会」名簿

赤池 昭紀	京都大学大学院薬学研究科教授
市川 厚	武庫川女子大学薬学部長
◎ 井上 圭三	帝京大学薬学部長
大野 勲	東北薬科大学教授
大和田 榮治	北海道薬科大学長
加賀谷 肇	日本病院薬剤師会常務理事 (現 日本病院薬剤師会)
木津 純子	共立薬科大学教授 (現 慶應義塾大学薬学部教授)
工藤 一郎	昭和大学薬学部長
柴崎 正勝	東京大学大学院薬学系研究科長・薬学部長 (現 東京大学大学院薬学系研究科教授)
白神 誠	日本大学薬学部教授
須田 晃治	明治薬科大学副学長 (現 明治薬科大学大学院薬学研究科長)
永井 博弼	岐阜薬科大学長
林 正弘	東京薬科大学薬学部教授
樋口 駿	九州大学大学院薬学研究院長
平井 みどり	神戸大学医学部附属病院薬剤部長
望月 眞弓	共立薬科大学教授 (現 慶應義塾大学薬学部教授)
森 昌平	日本薬剤師会常務理事
山岡 由美子	神戸学院大学薬学部教授
山本 恵司	千葉大学大学院薬学研究院教授 (現 千葉大学副学長)
山元 弘	大阪大学大学院薬学研究科長 (現 大阪大学大学院薬学研究科教授)
吉富 博則	福山大学薬学部教授

(◎ : 座長)

(五十音順、敬称略)

薬剤師国家試験出題制度検討会の開催状況

平成19年

6月18日(月) 第1回検討会

- 議題1. 座長の選出
- 2. 薬剤師国家試験の現在の実施状況
- 3. 薬学教育6年制について
- 4. 今後の検討の進め方について
- 5. その他

7月13日(金) 第2回検討会

- 議題1. 問題形式・出題方針について
- 2. 出題基準の改定作業について
- 3. その他

10月25日(木) 第3回検討会

- 議題1. 国家試験のあり方に関する論点とその考え方について
- 2. 新たな出題基準の改定について
- 3. その他

12月27日(木) 第4回検討会

- 議題1. 新たな出題基準について
- 2. 国家試験のあり方に関する論点とその考え方について
- 3. 国家試験問題の出題方法について
- 4. その他

平成20年

3月31日(木) 第5回検討会

- 議題1. 薬剤師国家試験の出題の範囲(案)について
2. 問題形式、出題方針について
3. その他

6月13日(金) 第6回検討会

- 議題1. 医道審議会薬剤師分科会の設置
2. 薬剤師国家試験制度のあり方について
3. その他

6月30日(月) 第7回検討会

- 議題1. 薬剤師国家試験出題制度検討会報告書(案)について
2. その他

出題分野・科目・出題区分・出題数

- (注1) 「科目」の名称は、薬剤師国家試験出題制度検討会報告書(平成20年7月)にて、記されているものと同じ。
- (注2) 「出題分野(出題基準)」における各表記・括弧内番号は、今後、出題基準の策定作業において整理される。
- (注3) 「複合問題」は、①「実務」と「物理・化学・生物」、②「実務」と「衛生」、③「実務」と「法規・制度・倫理」である。
- (注4) 「組合せ問題」は、①「薬理」と「実務」、②「薬剤」と「実務」、③「病態・薬物治療」と「実務」である。

出題分野(出題基準)		出題区分			出題数						
大項目 ※「小項目」及び「小項目の例示」は省略。	中項目	必須問題	一般問題								
			薬学理論問題	薬学実践問題							
物理・化学・生物 主物	物質の物理的性質	(1)物質の構造 (2)物質の状態Ⅰ (3)物質の状態Ⅱ (4)物質の変化	15問	30問	15問 (複合①)	60問					
	化学物質の分析	(1)化学平衡 (2)化学物質の検出と定量 (3)分析技術の臨床応用									
	生体分子の姿・かたちをとらえる	(1)生体分子を解析する手法 (2)生体分子の立体構造と相互作用									
	化学物質の性質と反応	(1)化学物質の基本的性質 (2)有機化合物の骨格 (3)官能基 (4)化学物質の構造決定									
	ターゲット分子の合成	(1)官能基の導入・変換 (2)複雑な化合物の合成									
	生体分子・医薬品を化学で理解する	(1)生体分子のコアとパーツ (2)医薬品のコアとパーツ									
	医薬品の開発と生産	(2)リード化合物の創製と最適化									
	自然が生み出す薬物	(1)薬になる動植物 (2)薬の宝庫としての天然物 (3)現代医療の中の生薬・漢方薬									
	生命体の成り立ち	(1)ヒトの成り立ち (2)生命体の基本単位としての細胞 (3)生体の機能調節 (4)小さな生き物たち									
	生命をミクロに理解する	(1)細胞を構成する分子 (2)生命情報を担う遺伝子 (3)生命活動を担うタンパク質 (4)生体エネルギー (5)生理活性分子とシグナル分子 (6)遺伝子进行操作する									
	医薬品の開発と生産	(3)バイオ医薬品とゲノム情報									
	生体防御	(1)身体をまもる (2)免疫系の破綻・免疫系の応用 (3)感染症にかかる									
	衛生 環境	健康					(1)栄養と健康 (2)社会と集団と健康 (3)疾病の予防	10問	20問	10問 (複合②)	40問
		環境					(1)化学物質の生体への影響 (2)生活環境と健康				

出題分野(出題基準)			出題区分			出題数
科目	大項目 ※「小項目」及び「小項目の例示」は省略。	中項目	必須問題	一般問題		
				薬学理論問題	薬学実践問題	
薬理	薬の効くプロセス	(1)薬の作用と生体内運命(薬の運命以外)	15問	15問	10問 (組合せ①)	40問
		(2)薬の効き方Ⅰ				
		(3)薬の効き方Ⅱ				
薬剤	製剤化のサイエンス	(1)薬の作用と生体内運命(薬の運命)	15問	15問	10問 (組合せ②)	40問
		(4)薬物の臓器への到達と消失				
		(5)薬物動態の解析				
		(1)製剤材料の性質				
病態・薬物治療	薬物治療	(2)剤形をつくる	15問	15問	10問 (組合せ③)	40問
		(3)DDS(薬物送達システム)				
		(1)体の変化を知る				
		(2)疾患と薬物治療(心臓疾患等)				
		(3)疾患と薬物治療(腎臓疾患等)				
	(4)疾患と薬物治療(精神疾患等)					
薬物治療に役立つ情報	(5)病原微生物・悪性新生物と戦う	15問	15問	10問 (組合せ③)	40問	
	(1)医薬品情報					
	(2)患者情報					
法規・制度・倫理	薬学と社会	(3)テーラーメイド薬物治療を目指して	10問	10問	10問 (複合③)	30問
		(1)薬剤師を取り巻く法律と制度				
		(2)社会保障制度と薬剤経済				
	医薬品の開発と生産	(3)コミュニティーファーマシー				
		(1)医薬品開発と生産のながれ				
		(4)治験				
	ヒューマニズム	(5)バイオスタティスティクス				
		①生と死				
②医療の担い手としてのこころ構え						
イントロダクション	③信頼関係の確立を目指して					
	①薬学への招待					
実務	実務実習事前学習	②早期体験実習	10問	0問	20問 + 30問 (組合せ①②③) + 35問 (複合①②③)	95問
		事前学習を始めるにあたって				
		処方せんと調剤				
		疑義照会				
		医薬品の管理と供給				
		リスクマネジメント				
		服薬指導と患者情報				
	事前学習のまとめ					
	病院実習	病院調剤を実践する				
		医薬品を動かす・確保する				
		情報を正しく扱う				
		ベッドサイドで学ぶ				
		薬剤を造る・調べる				
薬局実習	医療人としての薬剤師					
	薬局アイテムと管理					
	情報のアクセスと活用					
	薬局調剤を実践する					
	薬局カウンターで学ぶ					
	地域で活躍する薬剤師					
	薬局業務を総合的に学ぶ					
出題数			90問	105問	150問	345問

新薬剤師国家試験について（案）

1. 見直しに至る経緯

近年、患者本位の医療の実現に向けて医療制度が大きな変革を遂げ、また、医療の高度化、多様化、医薬分業の進展など、薬剤師を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中、最適な薬物療法の提供、服薬指導、医療の安全確保など幅広い分野において、医療の担い手としての薬剤師に寄せる期待がこれまでも増して大きくなっている。

このため、臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師を輩出すべく、平成18年度から新たな薬学教育課程として6年制課程が導入されるとともに、6年制課程を修めて卒業した者に薬剤師国家試験の受験資格が与えられることとなった。

このような状況の下、国民の期待に応えうる薬剤師を輩出する観点に立って、新たな6年制課程において習得した知識、技能及び態度に関し、これからの医療の担い手として求められる資質を的確に確認するに相応しい薬剤師国家試験制度のあり方について、平成19年6月に「薬剤師国家試験出題制度検討会」において検討を行い、平成20年7月に報告書がとりまとめられた。

2. 見直しに当たったの基本的な考え方

薬学教育年限の延長とそれに伴って薬剤師国家試験の受験資格が見直された趣旨に照らし、薬剤師国家試験を通じて、基礎的な知識や技術はもとより、高い倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力などを確認する必要がある。

また、多様かつ複雑な医療の実際において、薬剤師が医療の担い手として真に役割を果たすには、時として自らが有する知識等の範囲を超える未知の事象・事案に対して、6年制課程で習得した知識・技能・態度等を最大限発揮して、資格者として責任ある行動をとることが求められる。

薬剤師国家試験を通じて、薬剤師資格を有する者として必要とされる基本的な知識等のほか、薬学の全領域に及ぶ一般的な理論や、医療を中心とした実践の場において必要とされる知識・技能・態度などを確認する必要がある。また、薬学に関する基本的な知識等と実践に関する総合的能力が体系的に習得されているか否かを確認することも重要である。

3. 改善すべき事項

(1) 試験科目の見直し

薬剤師国家試験の科目を「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」とし、試験は、必須問題及び一般問題に区分（一般問題にあつては、薬学理論問題及び薬学実践問題に更に区分）して行うものとする。

(2) 出題基準の見直し

新たな出題基準は、6年制教育の導入が国民の期待に応えうる薬剤師を輩出することを目的としたものであることを踏まえて、6年制教育導入の基礎となった「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」の項目を基本とすることが適当である。

新たな出題基準の体系は、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」の項目について、現行の出題基準の体系を参考に、「大項目」、「中項目」、「小項目」として整理し、さらに「小項目」については、参考としてその具体例を例示することとする。

また、出題基準は、従来おおむね5年を目途に見直しを行ってきたが、急速な学術の進歩及び薬剤師業務の変化・進展に鑑み、少なくとも4年を目途に見直しを行うこととする。

(3) 試験出題形式及び解答形式の見直し

試験は、正答肢を選択する問題（一問一答形式、正答の設問肢が一つではない形式又は解答肢の全ての組合せの中から正答肢を選択する形式）を基本とするが、そのほか、実践に即した問題解決能力を確認する観点から、実践の場で取り得る解答肢の中から最も適切なものを選択する問題や、明らかに誤りである解答肢や重要性が低い解答肢を選択する問題などを出題することも必要である。また、「必須問題」などの場合にあつては、設問の正誤を一問一答形式で問うことを基本とする。

なお、出題に関連する情報をその一部に含む小冊子や画像等の資材（例：添付文書情報）を問題とともに配付・供与し、その活用によって解答を導いていく方式など、実務に即した技能・態度等を確認することが可能と思われる方式については、積極的に取り入れていくこととする。

(4) 試験問題数の見直し

ア) 必須問題

必須問題は、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」及び「実務」から55問、「物理・化学・生物」から15問、「衛生」から10問、「法規・制度・倫理」から10問を確保する。

以上により、「必須問題」は90問となる。

イ) 一般問題

a) 薬学理論問題

一般問題のうち薬学理論問題は、「実務」以外で構成することとし、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」からそれぞれ15問出題することによって45問、「物理・化学・生物」から30問、「衛生」から20問、「法規・制度・倫理」から10問を確保する。

以上により、「一般問題（薬学理論問題）」は105問となる。

b) 薬学実践問題

一般問題のうち薬学実践問題は、「実務」から20問を確保するとともに、「実務」に「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」をそれぞれ組み合わせた連問形式の問題（組合せ問題）として60問を確保する。

また、「実務」に係る実践的な資質とその基礎を成す「物理・化学・生物」、「衛生」、「法規・制度・倫理」それぞれにおける基本的資質とを複合的に確認する問題（複合問題）として、70問を確保する。

以上により、「一般問題（薬学実践問題）」は150問となる。

以上により、薬剤師国家試験の出題数は345問となる。

(5) 合格基準

以下のすべてを満たすこと。

- ① 全問題への配点の65%を基本とし、問題の難易を補正して得た実際の総得点以上であること。
- ② 一般問題（薬学理論問題）及び一般問題（薬学実践問題）について、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の35%以上であること。
- ③ 必須問題について、全問題への配点の70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の50%以上であること。

(6) 過去に出題された試験問題（既出問題）の取扱い

既出問題のうち、薬剤師に必要な資質を的確に確認することが可能な良質な問題として一定の評価が与えられた問題を活用することとし、その割合は、現行制度と同程度（20%程度）とする。

なお、既出問題の活用にあたっては、単なる正答の暗記による解答が行われないよう、問題の趣旨が変わらない範囲で設問及び解答肢などを工夫する。

4 実施時期

新たに策定する出題基準を含め、平成24年（平成23年度）の国家試験から適用する。

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令について

(改正の内容)

1. 薬剤師国家試験は、必須問題及び一般問題に区分（一般問題にあつては、薬学理論問題及び薬学実践問題に更に区分）して行うものとする。
2. 薬剤師国家試験の科目は、「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」とする。

(参考)

○薬剤師法（昭和35年法律第146号）

（省令への委任）

第18条 この章に規定するもののほか、試験の科目、受験手続その他試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）

（試験の科目）

第8条 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）の科目は、次のとおりとする。

- 一 基礎薬学
- 二 医療薬学
- 三 衛生薬学
- 四 薬事関係法規及び薬事関係制度

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の趣旨

- 薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）第8条において、薬剤師国家試験の科目は、「基礎薬学」、「医療薬学」、「衛生薬学」及び「薬事関係法規及び薬事関係制度」とされているところ。
- 今般、「薬剤師国家試験出題制度検討会」報告書（平成20年7月8日取りまとめ）を踏まえ、薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の一部を改正し、薬剤師国家試験の出題区分等の見直しを行うもの。

【参考】

臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師を輩出すべく、平成16年に学校教育法（昭和22年法律第26号）及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）が改正され、平成18年度から新たな薬学教育課程として6年制課程が導入されるとともに、6年制課程を修めて卒業した者に薬剤師国家試験の受験資格が与えられることとされた。

また、平成19年6月から「薬剤師国家試験出題制度検討会」において、新たな6年制課程において習得した知識、技能及び態度に関し、これからの医療の担い手として求められる資質を的確に確認するに相応しい薬剤師国家試験制度のあり方について検討を行い、平成20年7月8日、「薬剤師国家試験出題制度検討会」報告書が取りまとめられたところ。

本報告書では、新たな薬剤師国家試験においては、臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師の養成を目的とする新たな薬学教育の趣旨を踏まえた出題分野を構築することとするとされている。

2. 改正の内容

1. 薬剤師国家試験は、必須問題及び一般問題に区分（一般問題にあつては、薬学理論問題及び薬学実践問題に更に区分）して行うものとする。
2. 薬剤師国家試験の科目は、「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」とする。

3. 公布日

平成21年●月

4. 施行期日

平成23年●月●日

本改正は、平成24年（平成23年度）の薬剤師国家試験より適用され、その受験者に対し、十分な周知期間をおく必要があるため、早急に公布する必要がある。

薬剤師国家試験科目の変遷

根拠規定等	試験科目等
薬事法施行規則第6条 昭和23年～35年	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬事委員会は、薬剤師国家試験の科目について試験を行う4月前までに厚生大臣に建議しなければならない。 2 厚生大臣は、試験を行う3月前までに試験科目を公告するものとする。 (参考) 試験科目は、試験の都度薬事委員会が定めることになっているが、その範囲は、学説試験においては、数学、物理学、化学、薬用植物学、生薬学、製薬化学、衛生化学、薬事に関する法規（薬局方を含む）、実地試験においては、分析学（定性、定量）、医薬品鑑定（顕微鏡的検査含む）、製薬化学、調剤学、衛生化学を含むものとなっていた。
薬剤師法施行規則第8条 昭和36年～42年	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）を分けて、学説試験及び実地試験とする。 2 学説試験の科目は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 薬物学 二 衛生化学 三 公衆衛生学 四 薬剤学 五 薬事関係法規 六 日本薬局方 七 無機化学、有機化学、物理化学（放射化学を含む）、薬品分析学、生薬学（薬用植物学及び生薬学を含む）、無機薬品製造化学、有機薬品製造化学、微生物学及び生化学のうち、あらかじめ厚生大臣が指定する科目 3 実地試験の科目は、前項各号に掲げる科目のうち、あらかじめ厚生大臣が指定する科目
薬剤師法施行規則第8条 昭和43年～60年	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）を分けて、学説試験及び実地試験とする。 2 学説試験の科目は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 薬物学 二 衛生学 三 公衆衛生学 四 薬剤学 五 薬事関係法規 六 日本薬局方 3 実地試験の科目は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 薬剤学 二 衛生化学、公衆衛生学及び日本薬局方のうち、あらかじめ厚生大臣が指定する科目

<p>薬剤師法施行規則第8条 昭和60年～平成7年</p>	<p>1 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）を分けて、学説試験及び実地試験とする。</p> <p>2 学説試験の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 薬理学 二 衛生学 三 公衆衛生学 四 薬剤学 五 薬事関係法規 六 日本薬局方 <p>3 実地試験の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 薬剤学 二 衛生化学、公衆衛生学及び日本薬局方のうち、あらかじめ厚生大臣が指定する科目
<p>薬剤師法施行規則第8条 平成8年～</p>	<p>1 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基礎薬学 二 医療薬学 三 衛生薬学 四 薬事関係法規及び薬事関係制度